◎新潟県教育委員会訓令第2号

新潟県教育委員会事務委任規程(昭和36年 3 月新潟県教育長訓令第 2 号)の一部を次のように改正し、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(教育機関の長への委任)	(教育機関の長への委任)
第5条 教育財産の目的外使用の許可をすることは、	第5条 教育財産の目的外使用の許可をすることは、
教育機関の長に委任する。	教育機関の長 <u>(近代美術館万代島美術館長を含</u>
	<u>む。)</u> に委任する。
2 (略)	2 (略)